

平成 2 3 年 第 7 回

仙 北 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

平成 2 3 年 5 月 6 日 (金) 開催

仙 北 市 農 業 委 員 会

平成23年 第7回仙北市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成23年5月6日(金) 午前9時00分
2. 開催場所 仙北市役所西木庁舎総合開発センター集会室
3. 出席委員 (21人)

1番 佐藤 和	2番 新山 昌樹
3番 糸井 淳	4番 藤川 栄
6番 大山 久雄	7番 山手 善美
8番 田村 博美	9番 千葉 惣永
10番 田村 圭紀	11番 澤田 信男
12番 青柳 良成	14番 佐々木 英政
15番 門脇 博美	16番 倉橋 重基
17番 佐藤 孝典	18番 伊藤 長三
21番 山本 實	24番 鈴木 八寿男
25番 小松 清記	26番 藤村 紀章
27番 羽川 正幸	

4. 欠席委員 (6人)

5番 高橋 正美	13番 布谷 次郎
19番 真崎 純孝	20番 大石 徹治
22番 藤村 隆清	23番 高橋 政敏

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第 5

1. 報 告

- (1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (2) 農地改良届書について
- (3) 農地・農政専門委員会の報告

2. 議 事

(1) 議案第24号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第25号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

(3) 議案第26号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について

(4) 議案第27号

農業委員会の適正な事務実施について

(5) その他

第 6 閉 会

6. 事務局職員

事務局長	藤 原 一 良	補 佐	竹 下 義 博
主 任	藤 原 正 輝	主 任	小 木 田 満 洋

7. 書 記

主 任 小 木 田 満 洋

8. 議事録署名員

15番 門脇博美

16番 倉橋重基

9. 会議の概要

議長 　　ただ今から平成23年第7回仙北市農業委員会総会を開会いたします。なかなか良い天気にならないのですが、このように会議のある日は晴れたり、皆さん心の中では考えるところがあると思います。被災地の方では、少しずつではありますが、復興が進んでいるようです。我々にもできることがあれば、皆さんと一緒にやっていきたいと考えております。

議長 　　それでは、本日の総会への出席委員は21名、欠席委員は6名でございます。よって、本総会は、定足数に達しております。

議長 　　次に議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議長 　　それでは議事録署名員に15番門脇委員、16番倉橋委員兩名を指名します。会議書記には小木田主任を指名します。

本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従って進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議長 　　異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

藤原局長 　　《会務諸報告の朗読及び説明》（9時15分）

議長 　　ありがとうございました。各推薦委員からの報告は議事終了後にお受けしたいと思っております。それでは日程5、報告に入りたいと思います。説明をお願いします。

小木田主任 資料に基づいて説明します。報告1、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、受理した旨通知したので報告します。4件届出がありました。1件目、届出者が〇〇地区の〇〇さん。届出土地が〇〇。他7筆の5,269㎡。旧所有者が〇〇さんで、相続による所有権の取得となっております。2件目、届出者が〇〇地区の〇〇さん。届出土地が〇〇。地目が畑の376㎡。旧所有者が〇〇さんで相続による所有権取得となっております。3件目、届出者が〇〇地区の〇〇さん。届出土地が〇〇。地目が田。合計8筆の4,188.78㎡。旧所有者が〇〇さん。相続による所有権の取得となっております。4件目、届出者が〇〇地区の〇〇さん。届出土地が〇〇。地目が田。合計35筆の36,755㎡。旧所有者が〇〇さん。相続による所有権の取得となっております。以上です。

竹下補佐 報告2、農地改良届出書について報告します。改良主が〇〇地区の〇〇さん。改良する土地は〇〇。地目が田の142㎡。合計7筆の4,186㎡。改良目的は1筆にすることにより作業効率、収量等の改善を図るためとなっております。工事の概要ですが、施工者が〇〇。工事期間は着工が許可日から。完了予定は6月30日となっております。以上です。

議長 それでは、報告3については両専門委員長よりお願いします。

3番糸井 先月7日に開催された農地専門委員会から、報告をしたいと思います。農地パトロールについて、どのように行ったらよいのかということですが昨年同様、転作確認終了後に転作担当から資料をいただき、それを参考にして行いたいと思っております。因みに昨年は、7月27日と10月12日と10月25日に最初は全体で、後は2班に分かれてパトロールしました。それから、農地の違反転用防止、農地利用状況調査の実施についてですが、昨年と同様に遊休化した農地に対しては指導、あるいは勧告しなければならないと思っております。

遊休農地の解消に向けてですが、このことについては減反率が非常に高くなってきたので農機具を所有してない方におかれては、減反を含めて自己保全、遊休化が進むのではないかと懸念されます。昨年の調査では、12haほどあると聞いております。できるだけ解消していけるよう農業委員会が一丸となって指導していくことが必要だと思います。次に、下限面積の緩和についてですが、新規就農を考える観点からケースバイケースで下限面積を取り扱ったらどうかという意見がありました。以上です。

21番山本

農政専門委員会からご報告いたします。仙北市農業委員会だよりについてですが、5号については6月15日に発行ということで、4月25日に会議を開き、まとめの相談をしました。事務局と連携して発行日には間違いなく発行できるように進めたいと思っています。次に、秋田県農業委員大会要請事項についてですが、今年は災害があったため国の政策もそちらに重点を置いているようです。戸別所得補償の会議に参加した方から聞いたところ、政策は政策としてきっちりやっていくということだったので、国の政策を確認しながらやっっていかなければならないと思います。次に、仙北市農林業施策に対する建議についてですが、23年度の内容につきましても市長から回答をいただくことになっておりますがまだ、回答が来ていません。昨年は大雨の影響で農業災害が非常にありました。それに対して種籾への助成について要望したところ、要求通りではなかったが、対応していただきました。次に、農業標準賃金表の策定についてですが、米価の低迷、その他の農産物についても所得の減少といったことから、農作業標準賃金にしましても情報を得ながら見直して行かなければならないと思っております。以上です。

議長

ありがとうございました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声

議長 無いようですので、議事に入りたいと思います。議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定を上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について。農地法第3条の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求める。平成23年5月6日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

小木田主任 議案第24号について説明します。整理番号1番。関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の704㎡。合計2筆の1,696㎡。3条有償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん57才。譲受人が同じく〇〇地区の〇〇さん51才。申請事由が親戚に当たる譲受人に農地を有効利用してほしいということで今回の申請したとのことでした。受入世帯の稼働人員は4人中4人が農作業従事。備考といたしまして、売買単価が10a当たり10万円の総額169,500円となっております。続きまして整理番号2番。関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の346㎡。合計9筆の6,576㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇さん91才。譲受人が〇〇さん69才。双方〇〇地区在住の親子でございます。申請事由が後継者へ一括贈与。受贈となっております。世帯の稼働人員は3人中2人が農作業従事となっております。続きまして整理番号3番。関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の219㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん38才。譲受人が〇〇地区の〇〇さん73才。申請事由がその他となっておりますが、申請地は譲受人が耕作していた農地です。引き続き譲受人に農地を有効利用してもらいたいということでした。受入世帯の稼働人員は3人中2人が農作業従事となっております。続きまして整理番号4番。関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に畑の133㎡。合計田1筆畑1筆の2筆。面積が459㎡。

3条無償移転の案件でございます。譲渡人が整理番号3と同じく〇〇さん。譲受人が〇〇地区の〇〇さん62才。申請事由は相手方の要望、受贈となっております。世帯の稼働人員は1人中1人が農作業従事となっておりますが、作業全般は近隣農家へ委託しているとのことですので問題無いと思われまます。続きまして整理番号5番。関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の1, 153㎡他田37筆、畑3筆の合計41筆。面積が30, 733㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇さん72才。譲受人が〇〇さん49才。双方〇〇地区在住の親子でございます。申請事由が後継者へ一括贈与、受贈となっております。世帯の稼働人員は3人中2人が農作業従事となっております。続きまして整理番号6番。関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の28㎡他、田1筆畑1筆の合計3筆。面積が316㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇さん76才。譲受人が〇〇さん61才。双方〇〇地区在住の方でございます。申請事由が相手方の要望。経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員は7人中3人が農作業従事となっております。続きまして整理番号7番。関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の1, 352㎡。3条無償移転の案件でございます。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん64才。譲受人が〇〇地区の〇〇さん53才。申請事由は相手方の要望。受贈となっております。受入世帯の稼働人員は5人中3人が農作業従事となっております。続きまして整理番号8番。関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の1, 999㎡。合計2筆の2, 079㎡。3条交換移転の案件でございます。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん86才。譲受人が〇〇さん79才。申請事由が自作地相互の交換。譲受人から譲渡人へ移転する農地については、まだ準備ができていないということで今回は申請されていません。受入世帯の稼働人員は2人中1人が農作業従事となっております。続きまして整理番号9番。関係農地の所在が〇〇。登

記簿現況共に田の1,935㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。貸付人が〇〇地区の〇〇さん64才。借受人が〇〇地区の〇〇さん51才。申請事由が病気等で労力不足。経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員は4人中4人が農作業従事。備考といたしまして、賃借料が10a当たり米0.78俵の年額1.5俵。期間が許可日より10年間となっております。続きまして整理番号10番。関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の1,180㎡。合計3筆の2,412㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。貸付人が〇〇さん78才。借受人が〇〇さん37才。双方〇〇地区在住の方でございます。申請事由が労力不足のため、経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員は7人中3人が農作業従事。備考といたしまして賃借料が10a当たり14千円の年額33,768円。期間が許可日より3年間となっております。続きまして整理番号11番。関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の185㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。貸付人が〇〇さん47才。借受人が〇〇さん46才。双方〇〇地区在住の方でございます。申請事由が耕作不便地のため、経営規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員は7人中4人が農作業従事。備考といたしまして賃借料が10a当たり2万円の年額3,700円。期間が許可日より5年間となっております。続きまして整理番号12番。関係農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の253㎡。3条賃貸借新規の案件でございます。貸付人が〇〇さん73才。借受人が整理番号11番と同じく〇〇さん。申請事由が耕作不便地のため、経営規模の拡大となっております。備考といたしまして賃借料が10a当たり2万円の年額5,060円。期間が許可日より5年間となっております。次の整理番号13番につきましては、解除条件付賃貸借の案件でございます。仙北市では初めての許可申請になりますので、説明に入る前に解除条件付賃貸借について簡単にご説明いたしま

す。昨年の農地法改正により、農業生産法人以外の法人でも農地を借り受けることができるということで、今回初めて申請がありました。申請に必要な書類等は資料に記載の通りでございます。契約書についてですが、賃貸借契約が終了したときは、賃借人はその終了の日から○日以内に賃貸人に対して目的物を現状に復して返還する。賃借人は賃貸人に対し、賃貸人が現状に復するために要する費用及び賃貸人に与えた損失に相当する金額を支払う。賃貸人の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、賃借人は、賃貸人に対し賃借料の○年分に相当する金額を違約金として支払う等の内容が記載されたものを添付する必要があります。許可後の報告についてですが、報告法人の定める事業年度終了後3ヶ月以内に毎年報告する必要があります。必要資料等は記載のとおりでございます。借り手が農地を適正に利用しない場合には、貸し手から賃貸借契約の解除ができますが、貸し手から契約を解除できない場合は農業委員会等による勧告となっております。勧告に従わなかった場合には、許可の取消といった流れになります。解除条件付賃貸借については以上です。これを参考にさせていただいて整理番号13番をご審議していただきたいと思っております。それでは議案の説明に戻ります。整理番号13番。関係農地の所在が○○。登記簿現況共に田の1,606㎡。合計3筆の5,155㎡。解除条件付3条賃貸借新規の案件でございます。貸付人が○○地区の○○さん76才。借受人が○○。受入側の稼働人員は11人中2人が農作業従事。備考といたしまして、賃借料が10a当たり1万円の年額51,550円。期間が許可日より10年間となっております。続きまして整理番号14番。関係農地の所在が○○。登記簿現況共に田の449㎡。合計14筆の8,636㎡。3条使用貸借新規の案件でございます。貸付人が秋田県農業公社。借受人が○○地区の○○さん58才。申請事由が割賦売買契約のため使用貸借を結ぶ。経営

規模の拡大となっております。受入世帯の稼働人員は4人中4人が農作業従事。備考といたしまして、期間が許可日より7年間となっております。整理番号15番からは更新の案件となっておりますので説明は割愛させていただきます。議案第24号の各案件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しない旨ご報告します。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。始めに整理番号1番、9番、10番について18番伊藤委員をお願いします。

18番伊藤議長 《整理番号1番、9番、10番について、3条調書に基づき現地確認報告》
次に、整理番号2番について、9番千葉委員をお願いします。

9番千葉議長 《整理番号2番について、3条調書に基づき現地確認報告》
次に、整理番号3番、4番、14番について、16番倉橋委員をお願いします。

16番倉橋議長 《整理番号3番、4番、14番について、3条調書に基づき現地確認報告》
次に、整理番号5番、8番について、15番門脇委員をお願いします。

15番門脇議長 《整理番号5番、8番について、3条調書に基づき現地確認報告》
次に、整理番号6番について、3番糸井委員をお願いします。

3番糸井議長 《整理番号6番について、3条調書に基づき現地確認報告》
次に、整理番号11番、12番について、2番新山委員をお願いします。

2番新山議長 《整理番号11番、12番について、3条調書に基づき現地確認報告》
次に、整理番号13番について、10番田村委員をお願いします。

10番田村議長 《整理番号13番について、3条調書に基づき現地確認報告》
現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第24号については許可することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって議案第24号については許可することに決定します。 (9時58分)

議長 続きまして議案第25号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第25号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請があったので審議のうえ許可の可否を求めるものです。平成23年5月6日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下補佐 議案第25号について説明します。整理番号1番、農地の所在が〇〇。登記簿現況共に畑。面積が282㎡。所有権移転の案件でございます。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん。譲受人が同じく〇〇地区の〇〇さん。転用目的が露天駐車場。転用理由は、大型車両を夜間及び休日に駐車するスペースが必要なためとなっております。続きまして整理番号2番、農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の54㎡。所有権移転の案件です。譲渡人が〇〇地区の〇〇さん。譲受人が同じく〇〇地区の〇〇さん。転用目的は物置小屋建築のため。転用理由は、畑作に必要な農機具や肥料を置いておくための物置小屋を建設するためとなっております。続きまして整理番号3番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田の1,686㎡。賃貸借設定の案件です。貸付人が〇〇地区の〇〇さん。借受人が〇〇市の〇〇。転用目的は介護福祉施設。転用理由は、現在〇〇市内、〇〇市内において老人介護福祉施設を運営しているが、事業拡大に伴い新たな施設の建設用地が必要なためとなっております。詳細については別冊資料に基づいて説明いたします。整理番号1番ですが、場所につきましては案内図のとおりでございます。転用事業費についてですが、用地取得費が50万円。造成

費が50万円。登記経費が35万円の合計135万円です。資金計画は全額自己資金での対応となっております。転用事業に関連する他法令についてですが、農振除外手続き中ということで、3月25日から縦覧公告中です。造成については、30cmほど造成する計画です。被害防除計画は資料に記載のとおりでございます。平面図、立面図につきましても資料のとおりでございます。続きまして整理番号2についてですが、場所は案内図のとおりでございます。転用事業費につきましても、用地取得費が3万円。建物建設経費が60万円。登記経費が7万円の合計70万円です。自己資金での対応となっております。関連する他法令についてですが、農振除外の手続き中でございます。造成計画については40cmほど造成する計画です。平面図、立面図は資料のとおりでございます。続きまして整理番号3番についてですが、場所は案内図の通りでございます。転用事業費は合計6,604万円。補助金、借入金、自己資金での対応となっております。平面図、立面図は資料のとおりでございます。この案件ですが、水の関係で近隣の住民からクレームがありました。現在調整中ということです。以上です。

議長 説明が終わりました。ここで、現地確認報告をお願いしたいと思います。整理番号1番については、14番佐々木委員をお願いします。

14番佐々木 5月2日に事務局と私と土地家屋調査士の〇〇さんと現地を確認してまいりました。〇〇さんの家は市道から50mほど離れていまして、敷地も車1台駐車できるほどのスペースしかありませんでした。このことから申請地に駐車スペースを設けたいとのことでした。被害防除計画も出されているので問題ないと思います。以上です。

議長 次に、整理番号2番について、25番小松委員をお願いします。

25番小松 5月2日に事務局と私と〇〇司法書士の3人で現地を確認してまいりまし

た。この農地に物置小屋を建築しても、隣接地に影響は無いということを確認しました。以上です。

議 長 整理番号3番についてですが、担当の真崎委員が欠席ですので事務局の説明を参考にさせていただきたいと思います。現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 整理番号3番については、住民から井戸水が濁ったというクレームがありました。このことについては、まだ解決していないようです。このまま許可を与えるのはどうかと思いますが、皆さんどのようにお考えですか。

25番小松 水の問題が発生した場合は補償する等の内容が記載された契約書を作成し、それに基づいて条件を付ければいいのでは。

議 長 今ここで不許可とするのか、25番委員さんが言ったように条件付きで許可するのか、皆さんに審議していただきたいと思います。

8番田村 やはり、近隣住民の方から同意を得てからという条件を付けたほうが良いと思います。

18番伊藤 私も、地元の方との同意がしっかりと得られたら許可するという条件を付けたほうが良いと思います。

議 長 このような意見が出ましたが、皆さんも条件を付けて問題が解決してから許可するというものでいいですか。

『異議無し』の声

議 長 他にありませんか。

『無し』の声あり

議 長 無いようですので、議案第25号の整理番号1番、2番につきましては許可することに決定します。3番につきましては、近隣住民との問題が解決してからの許可とすることに決定します。（10時24分）

議長 次に、議案第26号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを上程しますが、利害関係者の退席を求めます。1番佐藤委員お願いします。

1番佐藤退席（10時26分）

議長 説明をお願いします。

藤原局長 議案第26号。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について。農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画の策定について仙北市長より諮問を受けたので、審議のうえ意見の決定を求めるものです。平成23年5月6日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

藤原主任 整理番号21番について説明します。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が422㎡。合計15筆の3,243㎡。利用権設定新規の案件でございます。設定するのが〇〇地区の〇〇さん47才。受けるのが同じく〇〇地区の〇〇さん62才。利用目的は水田として。期間は5年間。賃借料が10a当たり米1俵の年額3.2俵。備考といたしまして、〇〇さんは担い手です。営農類型は稲作と露地野菜となっております。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、整理番号21番についてはこのとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、整理番号21番については適正と認めることに決定します。佐藤委員の復帰をお願いします。

1番佐藤帰席（10時28分）

議長 次に、整理番号38番を上程しますが、利害関係者の退席を求めます。26

番藤村委員お願いします。

26番藤村退席（10時28分）

議長 説明をお願いします。

藤原主任 整理番号38番について説明します。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が587㎡。合計13筆の10,379㎡。利用権再設定の案件でございます。設定するのが〇〇地区の〇〇さん72才。受けるのが〇〇さん35才。利用目的は水田として。期間が6年間。賃借料は10a当たり16千円の年額166,064円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と肉用牛となっております。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、整理番号38番についてはこのとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、整理番号38番については適正と認めることに決定します。藤村委員の復帰をお願いします。

26番藤村帰席（10時30分）

議長 次に、整理番号55番を上程しますが、利害関係者の退席を求めます。14番佐々木委員お願いします。

14番佐々木退席（10時30分）

議長 説明をお願いします。

藤原主任 整理番号55番について説明します。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が402㎡。合計3筆の4,975㎡。利用権再設定の案件でございます。設定するのが〇〇地区の〇〇さん63才。受けるのが同じく〇〇地区の〇〇さ

ん56才。利用目的は水田として。期間が10年間。賃借料が10a当たり18千円の年額89,550円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と穀類となっております。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、整理番号55番については、このとおり策定することにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって、整理番号55番については適正と認める事に決定します。佐々木委員の復帰をお願いします。

14番佐々木帰席（10時32分）

議長 次に、整理番号21、38、55番を除き一括上程します。説明をお願いします。

藤原主任 所有権移転の案件から説明します。整理番号1番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が734㎡。合計5筆の1,459㎡。移転するのが〇〇地区の〇〇さん60才。受けるのが〇〇地区の〇〇さん46才。利用目的は水田として。売買価格は10a当たり376,715円の総額55万円。移転の時期、支払方法、期限は記載のとおり。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作中心となっております。資金については自己資金での対応となっております。続きまして整理番号2番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が3,299㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん88才。受けるのが同じく〇〇地区の〇〇さん67才。利用目的は水田として。期間が6年間。賃借料は10a当たり5千円の年額16,495円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作中心となっております。

続きまして整理番号3番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が566㎡。合計3筆の10,143㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん74才。受けるのがJAを通して〇〇さん59才。利用目的は水田として。期間が10年間。賃借料は10a当たり5千円の年額50,715円。備考といたしまして。〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と施設野菜となっております。

続きまして整理番号5番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が5,763㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん68才。受けるのがJAを通して〇〇さん。利用目的は水田として。期間が6年間。賃借料は10a当たり18千円の年額103,734円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と穀類となっております。続きまして整理番号6番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,066㎡。合計5筆の3,623㎡。設定するのは〇〇地区の〇〇さん54才。受けるのがJAを通して〇〇さん。利用目的は水田として。期間が6年間。賃借料は10a当たり8千円の年額28,984円となっております。整理番号8番から11番までは、JAを通して〇〇地区の〇〇さんが借り受ける案件でございます。整理番号8番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が701㎡。合計10筆の3,850㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん82才。利用目的は水田として。期間が6年間。賃借料は10a当たり5千円の年額19,254円となっております。続きまして整理番号9番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が846㎡。合計34筆の11,210㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん52才。利用目的、期間、単価は整理番号8番と同様です。年額56,050円となっております。続きまして整理番号10番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,633㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん55才。利用目的、期間、は8番と同様。賃借料は10a当たり4千円の年額6,53

2円となっております。備考といたしまして、借受者である〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と穀類となっております。続きまして整理番号13番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が4,010㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん59才。受けるのがJAを通して〇〇さん。利用目的は水田として。期間が6年間。賃借料は10a当たり10,500円の年額42,105円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作中心となっております。続きまして整理番号15番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が3,669㎡。合計75筆の28,541㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん80才。受けるのがJAを通して〇〇。利用目的は水田として。期間が10年間。賃借料は田が10a当たり9,200円。畑が無料の年額202,418円。備考といたしまして、〇〇の営農類型は稲作と穀類となっております。続きまして整理番号17番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が634㎡。合計4筆の3,262㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん54才。受けるのが〇〇。利用目的は水田として。期間が4年間。賃借料は10a当たり24千円の年額78,288円となっております。続きまして整理番号18番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,372㎡。合計5筆の5,171㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん47才。受けるのが〇〇。利用目的は水田として。期間が5年間。賃借料は10a当たり米1俵の年額5.8俵となっております。続きまして整理番号19番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が745㎡。合計5筆の4,946㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん76才。受けるのが〇〇。利用目的は水田として。期間が5年間。賃借料は10a当たり米1俵の年額4.9俵となっております。続きまして整理番号20番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が1,459㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん47才。受けるのが同

じく〇〇地区の〇〇さん69才。利用目的は水田として。期間が5年間。賃借料は10a当たり米1俵の年額1.5俵。〇〇さんは担い手です。営農類型は稲作中心となっております。続きまして整理番号22番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が735㎡。合計7筆の6,510㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん80才。受けるのが同じく〇〇地区の〇〇さん62才。利用目的は水田として。期間が4年間。賃借料は10a当たり12千円の年額78,120円。備考といたしまして。〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と露地野菜となっております。続きまして整理番号23番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が3,176㎡。合計6筆の10,138㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん59才。受けるのが同じく〇〇地区の〇〇さん57才。利用目的は水田として。期間が5年間。賃借料は10a当たり18千円の年額182,484円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と露地野菜となっております。続きまして整理番号24番。農地の所在が〇〇。登記簿現況共に田。面積が736㎡。合計4筆の4,414㎡。設定するのが〇〇地区の〇〇さん54才。受けるのが〇〇地区の〇〇さん49才。利用目的は水田として。期間が1年間。賃借料は10a当たり13千円の年額57,382円。備考といたしまして、〇〇さんは認定農業者です。営農類型は稲作と肉用牛となっております。整理番号25番からは再設定の案件となっておりますので、説明は割愛させていただきます。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、議案第26号の整理番号21、38、55番を除く案件については、適正と認めることにご異議ございませんか。

『異議無し』の声

議長 異議無しと認めます。よって議案第26号については適正と認めることに決定します。 (10時44分)

議長 次に議案第27号、農業委員会の適正な事務実施についてを上程します。説明をお願いします。

藤原局長 議案第27号。農業委員会の適正な事務実施について。「農業委員会の適正な事務実施について」に係る平成22年度農業委員会の点検・評価(案)及び平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の承認について別紙のとおり策定するものとする。平成23年5月6日提出。仙北市農業委員会会長、羽川正幸。

竹下補佐 この案件につきましては、3月の総会で案として承認をいただきました。3月10日から4月11日まで、市のホームページに掲載いたしまして市民の皆さんから意見、パブリックコメントを求めたのもです。これにつきましては、意見がなかったということで3月8日の総会で承認をいただいた活動の点検と23年度の目標案についての説明は割愛させていただきます。以上です。

議長 説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようでございますので、議案第27号につきましては、原案どおり決定することにします。 (10時48分)

議長 これで予定されていた議案は終了しました。各推薦委員からの報告等ありましたらお願いします。

『無し』の声

議長 無いようですので協議に入ります。事務局よりお願いします。

藤原主任 会務報告でもありましたが、4月25日に東北農政局の方が来られまして戸別所得補償と規模拡大について説明を受けましたのでご報告いたします。始め

に規模拡大における面的集積の考え方についてですが、同一の集積者によって経営される二つ以上の農地がまとまって構成しているもの、または一筆であっても1ha以上であれば対象としますとなっております。昨年までは借り手の農地に隣接することで団地化ということでしたが、これだけを見ますと借り手の農地に隣接ということは一切書いていません。そうすれば二つ以上が隣接していれば対象になるのかという質問がありました。それに対する回答は、「対象になる」ということでした。次に戸別所得補償についてですが、震災の影響で今後制度、予算の見直しがあるかという質問がありました。これに対して、「そういったことで削減されることはありません」という回答でした。震災と戸別所得補償は別物ということで今年度は進めていきたいとのことでした。以上です。

議長 もう1件ありますので、事務局よりお願いします。

竹下補佐 23年度の県選出国會議員に対する要請事項ということですが、戸別の要請はせず全体で要請することになっていきます。5月16日までに農業会議へ提出することになっております。5月13日までに事務局まで提出していただければ、こちらで取りまとめまして、提出したいと思っております。以上です。

議長 これについては、事務局の説明のとおりでよろしいですか。

『異議無し』の声

議長 それでは、要請事項等ございましたら、事務局へ提出するというように決定します。他にありませんか。

藤原局長 報告になりますが、震災義援金として委員の皆さんから1人当たり2千円徴収させていただきましたが、その内の1千円は秋田魁へ義援金として送りました。残りの1千円につきましては農業会議所へ納めたことをご報告いたします。以上です。

(閉 会)

議 長 以上をもちまして平成23年第7回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。
す。お疲れ様でした。(11時09分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成23年 7月 7日

議 長 羽 川 正 幸

署 名 員 1 5 番 門 脇 博 美

署 名 員 1 6 番 倉 橋 重 基
